

2.2 小型道路（乗用車専用道路）

種別	級別	車線	路肩	
			左側	側帯
1 種	1 級	3.5	1.25 以上	0.25
	2 級	3.5 (3.25)	1.25	0.25
	3 級	3.25 (3)	1	0.25
	4 級	3	1	0.25
2 種	1 級	3.25 (3)	1	0.25
	2 級	3	1	0.25
3 種	1 級	3	0.75	
	2 級から 4 級まで	2.75	0.5	
4 種	1 級から 3 級まで	2.75	0.5	

注) 中央帯，自転車通行帯，歩道等については，普通道路と同じ。

3. 線形要素の規定

設計速度 (km/h)	曲線半径 (m)		緩和区間の長さ (m)	縦断勾配 (%)		視 距 (m)	縦断曲線半径 (m)		合成勾配 (%)
	標準	特例値		普通道路	小型道路		凸型	凹型	
120	710以上	570	100以上	2 以下	4 以下	210以上	11,000以上	4,000以上	10以下
100	460	380	85	3	4	160	6,500	3,000	10
80	280	230	70	4	7	110	3,000	2,000	10.5
60	150	120	50	5	8	75	1,400	1,000	10.5
50	100	80	40	6	9	55	800	700	11.5
40	60	50	35	7	10	40	450	450	11.5
30	30	—	25	8	11	30	250	250	11.5
20	15	—	20	9	12	20	100	100	11.5

注) 1. 縦断勾配以外の線形要素は普通道路と小型道路は同じ値をとる。

2. 縦断勾配は，地形その他の状況によりやむを得ない場合には，左欄の値に，第1種，第2種，第3種の普通道路にあつては3%，第4種の普通道路にあつては2%を加えた値以下とすることができる。また，小型道路にあつては，設計速度120km/h の道路にあつては5%以下，100km/h 道路にあつては6%以下とすることができる。